

根拠条文	措置名	措置の概要	適用期限	26年度			27年度			28年度			
				適用件数	適用法人数	適用総額(千円)	適用件数	適用法人数	適用総額(千円)	適用件数	適用法人数	適用総額(千円)	
42の9、68の13	沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	沖縄の観光地形成促進地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し）ができる。 【平成29年度改正】 対象施設から野球場等の9施設を除外した上、適用期限を2年延長	H31.3.31	—	—	—	—	—	—	—	—		
42の9、68の13	沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	沖縄の情報通信産業振興地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し）ができる。 【平成29年度改正】 適用期限を2年延長	H31.3.31	11 2	11 2	435,625 257,629	14 1	14 1	718,527 141,187	20 1	20 1	566,753 142,324	
42の9、45、68の13、68の27	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の①34%（建物等は20%）の特別償却又は②15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し）ができる。 【平成29年度改正】 適用期限を2年延長	H31.3.31	①	4	4	85,912	4	4	45,698	3	3	18,159
				②	31	31	353,897	27	27	391,853	19 1	19 1	294,102 4,842
42の9、45、68の13、68の27	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の①50%（建物等は25%）の特別償却又は②15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し）ができる。 【平成29年度改正】 適用期限を2年延長	H31.3.31	①	—	—	—	2	2	41,379	2	2	13,685
				②	3	3	4,779	3	3	22,592	11	11	63,619
42の9、45、68の13、68の27	沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	沖縄の経済金融活性化特別地区において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の①50%（建物等は25%）の特別償却又は②15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し）ができる。 【平成29年度改正】 適用期限を2年延長	H31.3.31	①	—	—	—	—	—	—	1	1	10,528
				②	—	—	—	3	3	91,729	2	2	67,828
42の9、68の13	沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	上記「沖縄の観光地形成促進地域」から「沖縄の経済金融活性化特別地区」までの税額控除制度における繰越税額控除限度超過額がある場合には、その繰越税額控除限度超過額の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。 【平成29年度改正】 適用期限を2年延長	H31.3.31	15	14	54,706	17	17	51,095	25	24	98,513	

根拠条文	措置名	措置の概要	適用期限	26年度			27年度			28年度		
				適用件数	適用法人数	適用総額(千円)	適用件数	適用法人数	適用総額(千円)	適用件数	適用法人数	適用総額(千円)
60、68の63	沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除	沖縄の情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、特定情報通信事業に係る所得金額の40%の特別控除ができる。 【平成29年度改正】 法人の認定期限を2年延長	H31.3.31 (法人の認定期限)	—	—	—	—	—	—	—	—	
60、68の63	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において、専ら特定国際物流拠点事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、特定国際物流拠点事業に係る所得金額の40%の特別控除ができる。 【平成29年度改正】 法人の認定期限を2年延長	H31.3.31 (法人の認定期限)	2	2	18,405	3	3	71,926	3	3	98,029
60、68の63	沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除	沖縄の経済金融活性化特別地区において、主として特定経済金融活性化産業に属する事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、所得金額の40%相当額に特区内従業員数割合を乗じて計算した金額の特別控除ができる。 【平成29年度改正】 法人の認定期限を2年延長	H31.3.31 (法人の認定期限)	—	—	—	—	—	—	2	2	16,179
				—	—	—	1	1	7,090	1	1	48,837

【備考】

1. 根拠条文、措置名及び措置の概要は、いずれも平成29年3月31日現在のものである。ただし、改正により同年4月1日以後適用される措置については、その改正内容を記載している。
2. 適用期限は、平成29年4月1日現在のものであり、同日前に廃止された措置又は措置の一部については、その旨を記載している。
3. 適用件数、適用法人数及び適用総額の各欄については、上段は単体法人、下段は連結法人の計数を記載している。